

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成20年3月19日(水)

開会 14時00分

閉会 16時15分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長

欠席者 竹下讓委員

## 4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 生涯学習分野総括室長 杉野周二

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典 教育総務室主査 服部素尚

教育改革室長 中谷文弘 教育改革室副室長 丹羽毅 教育改革室副室長 上田克彦

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 濱田嘉昭 人材政策室副室長 川口朋史

人材政策室副室長 横田浩一 人材政策室主幹 吉間禎夫 人材政策室主査 岡村芳成

人材政策室主査 中出真人

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

特別支援教育室長 梶原久

学校安全・安心特命監 土肥稔治

生涯学習分野

生涯学習室長 木平純子 生涯学習室副室長 岸良隆 生涯学習室主幹 岸田早苗

生涯学習室主査 杉谷尚樹

スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室副室長 村木輝行

文化財保護室長 山田猛

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第98号 三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第99号 教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第100号 三重県博物館登録規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第101号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第102号 県立高等学校再編活性化第三次実施計画案について	原案可決
議案第103号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第104号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第105号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第106号	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案	原案可決
議案第107号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案	原案可決
議案第108号	県立特別支援学校整備第一次実施計画の策定について	原案可決
議案第109号	「第2次三重県生涯学習振興基本計画」～みえまなび絆プラン～の策定について	原案可決
議案第110号	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第111号	三重県立美術館協議会委員の委嘱について	原案可決
議案第112号	三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第113号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第114号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第115号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第116号	三重県教育委員（教育長）の辞職について	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告1 美し国三重市町対抗駅伝の結果について
- 報告2 教員の指導力向上支援事業の平成19年度実施結果と平成20年度の概要について
- 報告3 平成20年度事務局職員の人事異動報告について
- 報告4 平成20年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告5 平成20年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会（平成20年3月13日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第111号、113号、114号、115号、116号が人事案件の為、議案第112号が個人情報を含む為、報告題2、3、4、5が人事案件の为非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第98号から110号、報告題1を審議したのち、非公開の議案第111号から115号を審議し、報告題2から5を報告し、最後に議案第116号を審議することを確認する。

### ・審議内容

#### 議案第98号 三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提案する理由である。

規則案要綱をご覧ください。今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するという事です。改正の内容は、教育委員会が教育長へ委任することができない事務が明記されたので、これに伴い規定の整備を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の概略ですが、4ページをご覧ください。（1）ですが、

教育委員会の責任体制の明確化としまして、教育委員会規則及び規程の制定・改廃、それから活動の点検・評価につきまして教育委員会でご議論頂くという形になりましたので、その内容について改正を行うという趣旨です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。上の段が改正案ですが、十のところ、法第14条第1項の規定に基づいて規則及び規程を制定しということで、現行では規則だけになっていますが、規則及び規程と規程を入れています。また十九では、点検及び評価に関すること、これについてもこの中に含めるということで改正したいと考えています。5ページには現行の権限委任規則を参考に付けさせて頂いています。今回の改正はその2つの項目を追加させて頂くという改正です。

#### 【質疑】

委員長

議案第98号はいかがでしょうか。

井村委員

新しく加わったという理由、状況はどのようなのですか。

教育総務室長

国でいろいろ見直しが行われる中、教育三法が改正され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の責任体制を明確化することとなりました。その中で、今説明させていただいた項目について、あらためて教育委員会として執行するという形になりましたが、そのうちの2項目については今まで権限委任規則では除かれていましたので、それを追加しました。

委員長

ということは、教育委員会事務局に何でもお任せではなくて、少し教育委員会として頑張りなさいということですか。

教育総務室長

点検・評価というのは、今までもやって頂いていた中身です。実際には県政報告書という形でまとめさせていただいたのを教育委員会でもご報告させて頂いていたのですが、それを報告ではなくて、審議頂いて決めて頂くという手続きを踏むということがこの趣旨だと考えています。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

委員長

議案第99号 教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則の一部を改正する規則案、議案第100号 三重県博物館登録規則の一部を改正する規則案につきましては、いずれも公益法人に関する規則改正となりますので、一括して提案お願いします。

### 議案第99号 教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提案する理由である。

公益法人等についてというペーパーをご覧ください。規則改正につきまして、法律改正等によるものが多くありますので、少しその制度を説明させていただき、その後中身について説明いたします。

公益法人等につきましては、現在、教育委員会では公益法人、それから公益信託のうち地方所管分については、民法・信託法に基づき、知事とともに主務官庁として許認可、報告書の受理、立ち入り検査等の事務を行っています。現在、教育委員会の所管法人は公益法人が79団体、公益信託が1団体の合計80団体です。

この公益法人の制度に関する動きということで、県の条例が平成14年に施行されています。これは議員提案条例ということで実施されています。平成14年10月に県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例が施行され、教育委員会はこの条例に基づいて、教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に

関する条例施行規則を制定して現在に至っています。

今回の法人制度改正ですが、国において、いわゆる公益法人制度3法の改革がありました。これは、一般社団法人なり一般財団法人に関する法律と、公益社団法人あるいは公益財団法人に関する法律、それからこの2つの法律の施行に関する関係整備をする法律、この3つを言っていますが、平成20年12月1日から施行されるという形になります。

この3法の中身ですが、現行の法人の設立にあたりましては主務官庁制度、つまり県なり知事なり教育委員会の許可主義となっていますが、これを廃止して、法人の設立自体は特に規制はしない、登記のみで設立をして、従来言われていました公益性の判断というものを別途知事が認定をしていく。そういう2段階の制度に移行する改正がされています。

この法律が施行された後、現在79プラス1と80団体ありますが、平成20年12月1日以降5年間の間にどちらかの財団に移行していくという形の制度となります。少し詳しくご説明します。資料をご覧ください。現行公益法人制度というのは、法人の設立と公益性の判断というのを一体のものとして捉えて一遍に判断する。それを今度は分離ということで、一般社団法人、一般財団法人という形で法人の設立は登記のみでできます。ただ、公益性を別途判断しますということで、その判断について、統一的な判断あるいは明確な基準を決めてやっていく。そうするために、民間有識者による委員会の意見に基づいて行政庁が認定する、こういう制度にしていこうというのが趣旨です。この結果、一般社団法人、一般財団法人という行政庁の監督下でない財団ができ、それから公益性のある事業を行う団体につきましては、公益社団法人あるいは公益財団法人と行政庁が認定をしていくという流れに変わっていくこととなります。

2ページをご覧ください。公益社団法人・公益財団法人とは何かというところの説明をさせていただきます。一般社団法人もしくは一般財団法人のうちの公益目的事業を行うことを目的とする法人は、公益社団法人もしくは公益財団法人の認定を受けることができる。この公益的目的と言いますのは、教育でいいますと、教育とか、あるいはスポーツ関係の事業を通じて国民の心身の健全な発達とか、あるいは豊かな人間性を育む、そういう事業を公益的の事業と言っています。これにつきましては、国全体、いわゆる1つの都道府県ではなく、複数の都道府県に跨るものについては国、内閣総理大臣への申請となり、都道府県だけの場合は、三重県ですと三重県へ申請して頂く、という流れです。これを、合議制の機関によつて的確かどうかを審査し認定していくものです。この審査につきましては、三重県公益認定等審査会というものを設立し審査しますが、三重県の場合は、全ての法人について知事がこれを判断するということです。従いまして、従来は教育委員会というのがありましたが、10月以降は全て知事が認定をするという形になります。ただ管理・監督をしていくのは、各々関係する事務局なり教育委員会になります。それが1点です。

3ページをご覧ください。今の社団法人なり財団法人がどうなるかということですが、5年間の間に公益社団法人あるいは財団法人に移行するか、もしくは一般の財団になるか、もしくは最悪の場合と言いますか、そういう手続きを取られた場合は解散という形になりますが、5年間の猶予期間があります。5年間の猶予期間中に名称としまして、特例民法法人として5年間は存続をします。これはこの5年間の経過措置の中の法人というものです。これが全体の流れです。

4ページをご覧ください。県の関係の流れとなっています。今現在は県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例というものが議員提案条例であります。この中身について、法律の改正に合わせた形の改正案が中央にあります。1つは公益認定等審議会という新しい機関を設けるということと、公益信託の手続きを定めるということです。ただ、法律によって、公益の社団法人あるいは公益の財団法人に係る詳細な手続きについては、法律なり政省令で規定されるとなっていますので、条例の規定の必要がなくなりました。その関係で改正案のところでは、条例がなくなったという改正をいたします。もう1点は第3章ですが、公益信託のところでは中央の改正案のところには第3章の公益信託がありますが、新たに信託の併合・分割の許可の申請、検査役の選任の請求、このようなことが新しく法律で規定されました。規定をされましたので、この規定に関して細かな規則を作る必要があるというのが2点目です。全体としては、このような流れで国の法律、県の条例改正がなされ、今回、提案させて頂いているのは、その条例の実施に伴う規則改正ということですので。

議案第99号に戻って頂きたいと思えます。34ページをご覧ください。これが提案させて頂いています規則の一部改正の説明です。改正内容にありますように、1つとしては、公益信託に関する信託の併合・分割、検査役の選任、信託財産の管理等が新たに規定されましたので、これに対するいろいろな規定をここに盛り込んで整備したのが1点目です。2点目は、公益認定制度に基づき、規則中の公益法人に関して規定している章については、既に法律なり政令でこれを規定しましたので必要がなくなり、この章を削除しますというのが大きな2点目です。

具体的には35ページにありますように、第1条関係、公益信託の関係ですが、特に表現ですとか、あるいは併合・分割のところ、そういうところの手続きなり統計について規定を設ける、あるいは修正を行うという中身です。それから、68ページですが、ここでは第2条関係ということで新旧対照表の68、69を

ご覧頂きますと、現行の方がずっと埋まっていますが、改正案の方が空欄になっています。これは公益法人の関係を削除したということで空欄になっています。それと合わせまして、その改正案のところの現行のところの1番右に規則の名称があります。改正案のところでは三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則ということで、先程説明させていただいた教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則、この名称も合わせて新旧対照表にありますように、規則案の名称も改正させて頂くというのがこの中身です。いろいろな手続きの関係がありますので、申請書等の書類関係が新旧対照表としてつけさせて頂いています。

要綱に戻って頂きます。34ページの施行期日ですが、法律の改正が平成20年12月1日からです。公益法人につきましてはそのような形で施行されます。ただ信託につきましては、既に法律施行されていますので、2の(1)の部分については、公布の日から施行したいということで施行期日が2つ書いてあります。以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

井村委員

具体的な例として、法人名を教えてください。公益信託は1つしかないのですが。

教育総務室長

公益信託1社ということで、ジャスミン高齢者教育振興基金という名称です。これは基金を基に運用益で活動を行っています。それから79の法人ですが、たくさんありますのは報徳社という名前の各地区の財団です。

井村委員

どんな字ですか。

教育総務室長

報告の報、それから人徳の徳という字です。二ノ宮尊徳の思想をもっと広めていこうということで、昔に設立されましたが、それが県一円ではなく、各地区、地区にあります。

井村委員

会社の社ですか。

教育総務室長

はい、そうです。報徳社の前には、地名であったり、字名であったり、そういう名前がついています。例えば東大淀報徳社とか、そんな形です。

井村委員

これは社団法人ですか、財団法人ですか。

教育総務室長

これは社団法人です。財団法人のうち教職員の関係では、三重県退職者職員互助会とか、そういう互助会関係も財団ですし、あるいは各市町のスポーツ振興公社というところもこの中に入っています。それから文化関係の財団、例えば伊賀市文化都市協会とか、そういうところも財団法人です。そのように各地でいくつかあります。

井村委員

報徳社はどんな活動をしているのですか。かなり小さくたくさんありますが。

教育総務室長

実際は、二ノ宮尊徳の考え方に賛同する方が二ノ宮尊徳の考え方を広めて行こうということなのですが、ただ大変エリアが小さいところが多いですとか、特に大きな範囲ではありませんので、何かの集会の時にそれを案内するとか、そんな活動と聞いています。

教育総務室主査

よろしいでしょうか。

委員長

どうぞ。

教育総務室主査

例えば、地域の公園の雑草を取ったりとか、学校の周りの荒地の草を刈ったりして子ども達が登校しやすいようにとか、そのような活動もしています。

井村委員

自治会みたいな感じなのですね。

教育総務室主査

そうです。自治会に近いような形です。

委員長

公益性があるかないかというのは、別のところで議論してもらおうということになった訳ですね。法人の設立は登記だけで、公益性の判断は民間有識者による委員会で行う。教育委員会はどういう関係になってくるのですか。

教育総務室長

委員会自体は知事部局総務部に設置します。1つの基準等で判断され、知事により認定されます。公益については、各部局にまわってきますので、その後の管理・監督については各部局で行います。教育委員会については、今80団体ありますが、全部そうなれば80団体を引き続き指導していくという整理です。今までは教育委員会が入り口の認定も行っていましたが、その認定のところが外れました。もっと公平性をもっていこうという整理です。今現在は、大体3年に1回ほど、ローテーションを組んで各団体に対し立ち入り検査を実施しているという状況です。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

### 議案第100号 三重県博物館登録規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

三重県博物館登録規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県博物館登録規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提案する理由である。

1ページは規則案ですが、2ページから説明をさせていただきます。これは改正理由にありますように一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行等に伴い、この規則を整理します。この規則の中に民法第34条の法人という言葉がありますが、この法人の言いまわしを一般社団法人、若しくは一般財団法人と改めます。それから様式の中に三重県教育委員会殿とあります。これは前の規則改正で実際にはあてになっていますが、この規則改正にあわせて、あてにさせて頂くという趣旨です。3ページが条項の関係、4ページ5ページにつきましては様式の関係の修正をさせて頂くということです。以上です。

【質疑】

委員長

議案第100号はいかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

### 議案第101号 教育委員会関係旅費、食糧費に関する開示基準規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

教育委員会関係旅費、食糧費に関する開示基準規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、教育委員会関係旅費、食糧費に関する開示基準規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページがその規則案です。2ページをご覧ください。この規則の改正につきましては、組織の改編に伴うものです。現在生活部がありますが、4月1日から生活・文化部と改められ、この部分だけを改正させて頂くという規則案です。よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

議案101号はいかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 議案第102号 県立高等学校再編活性化第三次実施計画(案)について(公開)

(教育改革室長説明)

県立高等学校再編活性化第三次実施計画(案)について、別紙のとおり提案する。提案理由、県立高等学校再編活性化第三次実施計画(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。前回2月18日の教育委員会で報告させて頂いた後、地域の協議会にかけ、意見を受けた結果、主な修正箇所としては、大きく2点ありました。神戸、亀山の定時制について、統合することも視野に入れて検討しますと書いてありますが、右側が修正案です。神戸高等学校定時制と亀山高等学校定時制については、平成23年度を目途に、飯野高等学校に統合、併設し、全日制の教育内容の一層の充実を図りつつ、定時制の生徒もともに学ぶことができるような学校づくりについて、協議会においても検討を進めますとしました。真ん中ですが、これは前回のご報告のとおりで、少し内容を膨らませたということです。次に別冊の案をご覧ください。前回の教育委員会の時に頂いた意見の中でまず、1ページ2ページをご覧ください。それぞれのページの下の方に注を入れていますが、以前は注だけをまとめて後ろに書いてありましたが、各ページ毎に注をということで、ページ毎に注を入れたということと、本文の中でも注のフォントが大きすぎるといご指摘を頂きましたので、スターマーク1、2と、星と注の位置があまり目立たないようにしました。前回の教育委員会を受けての主な訂正点です。あとは前回の教育委員会のとおりです。以上です。

### 【質疑】

委員長

議案第102号何かあるでしょうか。

井村委員

色々と意見を聞いて頂き、ありがとうございます。

### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 議案第103号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案(公開)

(教育改革室長説明)

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。2ページをご覧ください。まず改正理由です。学校教育法及び学校教育法の施行規則の一部改正がなされたことが1つ目、2つ目は高等学校条例の改正に伴うものであること、3つ目が県立高等学校の学科改編を予定していること、この3点でございます。

内容につきましては、新旧対照表の3ページをご覧ください。第13条ですが、これは学校教育法の改定に伴うものであり、第107条が附則第9条と変わっている点、それから第34条、単位の認定というところですが、これも学校規則の改定に伴うもので、学校外の学修活動の単位認定の上限が20から36へ変更となります。つぎに5ページをご覧ください。学校教育法の一部改正の中の(2)ですが、今回の法改正で副校長その他の新しい職の設置が法の中で位置づけられたことが一つ。それから(3)学校評価及び情報提供に関する規定が法及び規則の中に盛り込まれたこと。これが改正の理由です。もとに戻って頂き、3ページの第53条の2ですが、教頭をもって充てる職ということで、現行で副校長等となっていますが、副校長を上段改正案のように准校長と名称変更するということです。これに伴い、次の4ページの別表につきましても名称変更となります。次に評価のところ。現行では第86条ですが、見出しとして、学校経営方針ということで、校長は当該学校の教育活動その他の学校運営に関する計画を策定し、その実施状況等について保護者等に対し説明を行うとともに公表するものとするとなっていますが、このところに自己評価の義務規定を盛り込んだということ、学校関係者評価についても努力規定を盛り込んだという改正です。第86条のところ、前段2行が同じですが、実施状況について自ら評価を行い、評価の結果及び今後の改善方策についてという文言を入れさせて頂きました。要は自己評価を盛り込んだということです。第86条の2項及び3項は新設であり、第86条の2項で自己評価に基づく学校関係者評価についての努力規定をここに盛

り込みました。文言は、校長は前条の規定の評価の結果を踏まえた当該学校の生徒等の保護者その他の評価の当該学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする、となりました。第86条の3項について、文言は、校長は第86条の規定による評価の結果及び前条の規定による学校関係者の評価を行った場合は、その結果を委員会に報告するものとするということで施行規則の改正を受けての新設項目です。最後が第86条の4項で、情報の提供。これが学校教育法の改正を受け、情報の提供を新たに盛り込みました。第86条の4項ですが、校長は当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともにそれらのものとの連携協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に提供するものとするという項目をおこしました。それから別表関係ですが、上野工業高校の学科改編に伴い、機械科、電気科を上段に書いてあるように、電気科をなくして電子機械科としたということ、それから、鳥羽高等学校の下の段ですが、全日制と定時制と書いてありますが、定時制の廃止にともない、鳥羽高等学校の欄が全日制だけになったということです。以上です。

#### 【質疑】

委員長

それでは議案第103号はいかがでしょう。

井村委員

副と准というのは、意味的にはどう違うのですか。

人材政策室長

よく似た意味ですが、副というのは、サブ。准は、そのものに次ぐことです。

委員長

准校長というのはあるのですか。それはどこの法律からきているのですか。

人材政策室長

法律はありません。他府県の例とか見て、准校長と置き換える県が他にもありますのでそれに倣いました。ちなみに他の県では分校長ですとか、名前を変える県もあつたり、あるいは学校教育法の職と位置づけるといふ県もあります。

委員長

副校長という名前にしないで准校長にわざわざするというのは、なんらかの狙いがある訳ですよ。

人材政策室長

三重県での副校長というのは、法に定められた副校長とはちょっと趣旨が違います。校舎とか、その統廃合の対象となるようなところの教頭を副校長と呼ぶという規定で、法律の方は、教頭の上に位置づけるといふことです。そのため、副校長という名前をそのまま使わずに、校長に准じた校長、准校長という名前を使いたいという趣旨です。

委員長

法律の趣旨に合った形では、本来副校長さんですが、それは別の意味で使っているので誤解や混乱がないようにということで准校長にあてたということですね。

教育改革室長

そのとおりです。

井村委員

はい。分かりました。一般に解釈するまでには、ちょっと時間がかかるのですね。

委員長

大学では、今は准教授になりました。助教授の場合よりも准教授の方が少し教授に近いですね。代わりを出来るという感じで、単なるヘルパーじゃないとなります。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

### 議案第104号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページが改正の内容、2ページが要綱です。改正理由ですが、公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、



公立学校職員の関係規則について所要の改正を行うということで、規則中、公益法人という表現を公益的法人と改めるということです。3ページをご覧ください。年次有給休暇の規定に関して、人事委員会規則の名称変更に伴い、こちらの方の名称も変更するという内容です。以上です。

**【質疑】**

委員長

それでは議案第104号はよろしいですか。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

**議案第105号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）**

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会事務局組織の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県教育委員会事務局組織の一部を改正する規則案については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページ、2ページが規則案です。3ページをご覧ください。規則案の要綱です。改正理由ですが、平成20年度から、生涯学習の企画・調整、あるいは生涯学習に関する情報の提供・収集、あるいは図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館及び生涯学習センターの管理運営、これらを知事部局において実施することなどに伴い、この規則の一部改正を行うというものです。

改正内容ですが、一つ目が生涯学習業務の知事部局への移管又は委任に伴い、関係規定を整備する。二つ目が本庁の分掌事務に附属機関に関することを規定する。それから三つ目として、新たな職の設置及び廃止に伴って、関係規定を整備するものです。

具体的には4ページ以降に新旧対照表がありますのでご覧ください。第5条の第4項ですが、下が現行で上が改正案です。生涯学習に関する事務という部分が社会教育及びスポーツに関する事務と変わっています。その他は条ずれで変わってきているところが続きます。附属機関の関係におきましては、例えば、第6条の20では、三重県教育改革推進会議に関することを明記しました。あるいは、第7条の21の三重県教育職員特別免許状授与審査委員に関する、これは従来からある附属機関ですが、規定に置いていなかったということで新たに記載しました。そういう附属機関に関するものがいくつか続きます。第8条の10の三重県障害児就学指導委員会に関することや、第9条の11の図書館協議会、美術館協議会、このようなものも明記されていませんでしたが、新たに明記をするという改正です。

6ページをご覧ください。新たな職の改廃ですが、人材特命監、学校安全・安心特命監、世界新体操選手権特命監、世界遺産特命監、これらの特命監が廃止され、新たな職として全国高校総合文化祭推進特命監、特別支援学校整備特命監、社会教育推進特命監が設置されるという改正内容です。

**【質疑】**

委員長

105号についていかがでしょうか。

井村委員

世界新体操選手権特命監というのはなくなるのですが、開催は来年でしたね。

人材政策室長

はい。平成21年度です。来年度は世界新体操選手権準備室として、室を新たに設けます。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

**議案第106号 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案（公開）**

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページが改正の規則案です。2ページをご覧ください。要綱です。改正理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、先ほどもありましたが、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関することにつきましては、教育長に委任することができなくなります。それから事務局に新たに職を設置することなどに伴い、事務専決規程の一部改正を行う必要があるということです。

まず一つ目が教育長に代理執行させる事務に、規程を制定し又は改廃するというを加えます。それから、職員の任免その他の人事に関することについて、教育長に代理執行させることができない職を掲げた別表について、これを職の改廃に伴い改めるという内容です。具体的な内容ですが、事務専決規程の第1条第3項に新たに、委任規則第1条第10号に規定する事項のうち、規程を制定し、又は改廃すること、を加えます。この第1条は1号から3号に規定されたものを教育長に専決させるという規定になり、したがって規程を制定し、改廃することについては、教育長に専決させる事務となる趣旨です。別表は先ほどの特命監の改廃に伴い、変更するというものです。以上です。

#### 【質疑】

委員長

3ページの委任規則第1条第10号に規定する事項というのは、どのような内容ですか。

教育総務室長

議案第98号に委任規則があります。

人材政策室長

規程については、ここで教育長に委任ができないことになっていますが、それを教育長に専決させる中に入れるという内容です。

委員長

委任と専決、確認のために説明をしてもらえませんか。

人材政策室長

委任は、その権限を受任者に移譲してしまうということで、受任者がその自分の名前と責任において処理ができるようになる、これが委任という考え方です。それに対して専決というのは、もともと権限を持っている者が、その権限に基づいて部下にその処理をさせるという意味ですので、あくまで責任はその命じた方にあるということになります。

委員長

ということは、教育委員会が責任持てということですか。

人材政策室長

はい。

委員長

他によろしいですか。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

### 議案第107号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

規則の改正案は1ページです。改正理由ですが、3ページをご覧ください。公益法人関係の規定の改正に伴うものです。具体的には、規則で引用しています条例の名前が変わり、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の名称が公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に変わりますので、条例を引用している関係規則8本をまとめて、条例の名称の部分の改正をするというものです。その8本の規則は3ページの2の改正内容に記載しています。施行日は平成20年12月1日からとなっています。以上です。

#### 【質疑】

委員長

議案第107号はいかがでしょうか。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

**議案第108号 県立特別支援学校整備第一次実施計画の策定について（公開）**

（特別支援教育室長説明）

県立特別支援学校整備第一次実施計画の策定について、別紙のとおり提案する。提案理由、県立特別支援学校整備第一次実施計画の策定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページ目からが実施計画案です。内容に関しましては、前回提出させて頂いたとおりです。以上です。

**【質疑】**

委員長

議案第108号はこれまで何回も議論してきました。いかがでしょうか。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

**議案第109号 「第2次三重県生涯学習振興基本計画」～みえ学び絆プラン～の策定について（公開）**

（生涯学習室長説明）

「第2次三重県生涯学習振興基本計画」～みえまなび絆プラン～の策定について、別紙のとおり提案する。提案理由、「第2次三重県生涯学習振興基本計画」～みえまなび絆プラン～の策定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

生涯学習振興基本計画につきましては、先の教育委員会に報告しご意見を頂き、又先程の常任委員会にも報告したところです。今までに頂いたご意見をもとに、そして文化振興方針との整合性を図り案として纏めさせて頂きました。

一枚捲って頂きますと、修正箇所の一覧です。もう一枚捲って頂きますと、計画案です。修正箇所についてご説明させて頂きますので、本冊の案をご覧ください。まず表紙ですが、前は三重県教育委員会という表記だけになっていましたが、三重県と三重県教育委員会との併記とさせて頂きました。生涯学習審議会の諮問も三重県知事と三重県教育委員会の双方からきています。また内容も全庁的に亘っています。また何よりも計画を進めていく平成20年4月からは知事部局に移るということから今回このように修正させて頂いています。

11ページをご覧ください。文化・生涯学習施設の充実「学びあう場づくり」です。文化振興方針との整合を図るということで変更した点になるわけですが、前は生涯学習・文化施設になっていました。文化振興方針でこの表記について文化・生涯学習施設と表現することになりましたことから、それに合わせ文化・生涯学習施設の充実とさせて頂いています。この計画中、出てくる場所全てに変更をさせて頂いています。

それからこちらの方も前回、教育委員会でご意見を頂いたところですが、三重県文化会館の現状と課題の一行目です。三重県文化会館は県の文化・芸術の拠点施設としてというように書かせて頂いています。以前は県のリーディングホールとしてという書き方でしたが、県の文化・芸術の拠点施設としてと表記を変えさせて頂いています。以上、修正をして、纏めています。よろしくお願ひします。

**【質疑】**

委員長

議案第109号はいかがでしょうか。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 議案第110号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（高校教育室長説明）

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。これが議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。1改正理由、2改正内容、3施行期日となっておりますが、まず改正理由ですが、三重県立高等学校入学者選抜における選抜の名称について、20年度入試においてこれまでの推薦入学等を、等というのは特別選抜のことも含みますが、前期選抜、一般選抜（第一次学力検査）を後期選抜、第二次募集を再募集というように名称変更をしましたが、それに伴い、これまでの三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要が出てきました。これがこの議案を提出する理由です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。上が改正案、下が現行ですが、特例のところに、三重県立高等学校入学者選抜の第二次募集については、上記の学区に関わらず、いずれの高等学校にも進学ができる。いわゆる全県1区ですと、二次募集になったら全県区ですととなっております。改正案については、二次募集を再募集と名称を変更しています。よろしくお願ひします。

【質疑】

委員長

議案第110号はいかがですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 報告1 美し国三重市町対抗駅伝の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

美し国三重市町対抗駅伝の結果について、別紙のとおり報告する。

1ページをご覧ください。この大会については、各市町間の交流及び一体感の促進やスポーツに対する県民意識の高揚を目的として開催しました。主催は、概要の(1)番にありますように、美し国三重市町対抗駅伝実行委員会であり、この実行委員会は、三重県陸上協会、三重県市長会、町村会、三重県市町教育長会、体育協会、中日新聞社、三重県教育委員会という団体で構成しています。

開会式及び市町交流会、(6)番、(7)番ですが、交流会については、3月15日土曜日の15時から17時までホテルグリーンパーク津において、知事、県議会議長はじめとする大会役員、来賓及び協賛関係者、市町長、教育長等の各市町の代表者、及び監督選手、選手については3名ですが、チームについては、計5名、合わせまして、総勢300人に出席を頂いて盛大に式を終えることができました。

3月16日大会当日ですが、午前9時に知事にスターターを務めて頂き、一斉にスタートしました。競技結果につきましては、市の部については伊勢市、町の部については菰野町がそれぞれ優勝しました。菰野町につきましては、総合では6位に位置します。結果、総合優勝は伊勢市ということです。なお2ページに区間賞ということで、市の部、町の部、それぞれ1区から10区までの区間賞を載せてあります。大会当日、コース沿道においては、資料1ページの(14)番、参加人数にありますように12万人の応援を受けました。またゴール付近では、5千人の方々に応援を頂き非常に盛り上げて頂きました。なお大会運営に関わりました大会関係スタッフは、1200人で、警察及び警備員、あるいは体育指導委員、たくさんの方々にご声援を頂き、閉会式につきましては、ゴールでもあります伊勢市の県営総合競技場体育館で、選手をはじめとします大会関係者及び一般の方も含め、総勢1800人参加のもと行われました。なお、この大会のテレビの放映につきましては、この3月23日の日曜日の19時から20時15分まで三重テレビにてダイジェスト版で放送されますので、ぜひご覧を頂きたいと思ひます。以上です。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

委員長

ここから審議は秘密会になりますので、関係者以外の方は退席願います。

**議案第111号 三重県立美術館協議会委員の委嘱について（秘密会）**

生涯学習室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第112号 三重県指定文化財の指定について（秘密会）**

文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第113号 職員の人事異動（事務局）について（秘密会）**

**議案第114号 職員の人事異動（県立学校）について（秘密会）**

**議案第115号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、議案第113号、議案第114号、議案第115号を原案どおり可決する。

**報告2 教員の指導力向上支援事業の平成19年度実施結果と平成20年度の概要について（非公開）**

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

**報告3 平成20年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）**

**報告4 平成20年度県立学校職員の人事異動報告について（非公開）**

**報告5 平成20年度市町立小中学校職員の人事異動報告について（非公開）**

人材政策室長が説明し、全委員が報告3、報告4、報告5を了承する。

**議案第116号 三重県教育委員（教育長）の辞職について（秘密会）**

委員長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。